

令和5年8月臨時会

予算決算委員会資料  
(福祉保健部)



## 災害ボランティアセンター設置・運営事業について

### 1 事業内容

7月14日（金）からの豪雨災害に対する救助の円滑化および効率化を図るため、災害ボランティアセンターの設置・運営を社会福祉法人秋田市社会福祉協議会へ委託する。

### 2 委託料の内訳

- (1) 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会職員の時間外勤務手当
- (2) 市外から派遣される社会福祉協議会職員の旅費
- (3) ボランティア保険料および事務費

### 3 事業期間

令和5年7月17日（月）から10月16日（月）まで

### 4 予算額

委託料 14,889千円

予備費対応分（7月17日～31日分） 3,900千円

専決対応分（8月1日～10月16日分） 10,989千円

### 5 財源

県負担金 10,285千円（災害救助費負担金）

## 小規模災害援助事業について

### 1 事業内容

7月14日（金）からの豪雨により、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、生活再建の一助として、災害見舞金を給付する。

### 2 対象世帯

全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた市内に住所を有する世帯（5,000世帯）

### 3 給付額

全壊の場合：1世帯当たり10万円

半壊、床上浸水の場合：1世帯当たり5万円

### 4 給付スケジュール

(1) 口座確認票送付開始日 令和5年8月4日（以降、順次送付）

(2) 振込予定日 口座確認票の受領から10日程度で振込み

### 5 予算額

251,874千円（専決対応）

（内訳）災害見舞金 250,000千円

事務費 1,874千円

## 生活必需品給付等事業について

### 1 事業内容

7月14日（金）からの豪雨により、住家が全壊、半壊、床上浸水となり、生活上必要な被服や日用品等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物により支給する。

### 2 支給物品

被服、寝具、衛生用品、台所用品、掃除・洗濯用品等  
※被害の程度および世帯人数に応じて限度額の設定あり

### 3 支給実績

支給件数 44世帯

### 4 予算額

需用費 561千円（専決対応）

### 5 財源

県負担金 561千円（災害救助費負担金）

## 災害援護資金貸付事業について

### 1 事業内容

7月14日（金）からの豪雨災害が災害救助法の適用となったことを受け、住居や家財等に被害を受けた一定所得以下の世帯主に対し、当面の生活の立て直しに資するため、貸付を行う。

### 2 貸付対象

次のいずれかに該当する者であること

- (1) 世帯主が療養1か月以上の負傷を負った場合
- (2) 家財が3分の1以上の損害を受けた場合
- (3) 住居が半壊の被害を受けた場合
- (4) 住居が全壊の被害を受けた場合
- (5) 住居の全体が滅失もしくは流出した場合

※世帯人数に応じて、世帯の所得の合計額を基準とする所得制限あり

### 3 貸付限度額

世帯主が療養1か月以上の負傷を負った場合		左記以外の場合	
家財損害なし 住居損害なし	1,500,000円	家財損害あり 住居損害なし	1,500,000円
家財損害あり 住居損害なし	2,500,000円	半壊	1,700,000円
半壊	2,700,000円	全壊	2,500,000円
全壊（滅失又は流出含む）	3,500,000円	滅失又は流出	3,500,000円

### 4 予算額

貸付金 55,000千円

### 5 財源

災害援護資金貸付事業債 55,000千円

※県から貸付原資を借入れ実施